

海上コンテナ規則

海上コンテナ規則

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 26 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

2012 年 6 月 15 日 規則 第 26 号
海上コンテナ規則の一部を改正する規則

「海上コンテナ規則」の一部を次のように改正する。

5 章 一般貨物コンテナ

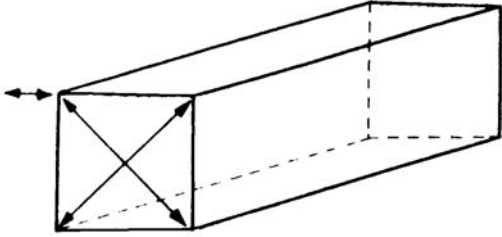
表 5.2(a)を次のように改める。

表 5.2(a) 試験方法及び計測（その 1）（抜粋）

試験の種類	試験方法及び計測
積重ね試験	試験方法 供試コンテナを強固で水平な台上に置き、四すみの金具で支持する。 供試コンテナに荷重を均一に積み込み、総重量が $1.8R$ になるようにする。 供試コンテナの上部すみ金具に、下部用すみ金具（または、これと同一平面寸法を有する当て板）を載せ、一すみ当たり $9R/4$ に相当する力を鉛直に加える。このすみ金具（又は、当て板）は、供試コンテナの上部すみ金具に対し、長手方向に $38mm$、横手方向に $25.4mm$ ずらせる。 <u>扉を有するコンテナにあっては、1 の扉を取り外した状態においても荷重を負荷する。</u>
	計 測 (1) $1.8R-T$ の等分布荷重を積み込んだ場合の床構造のたわみは軸力付加前に計測して差し支えない。 (2) すみ柱の長さ中央にてすみ柱の横手及び長手方向のたわみを計測する。

表 5.2(c)を次のように改める。

表 5.2(c) 試験方法及び計測（その 3）（抜粋）

試験の種類	試験方法及び計測
横手剛性試験	試験方法 1A, 1AA, 1B, 1BB, 1C 及び 1CC コンテナに対して行う。 空の供試コンテナを強固で水平な台上に置き，下部 4 個のすみ金具の下穴を用いて垂直方向に緊締する。 横手方向の緊締は，力を加える上部すみ金具がある側面と反対側の側面の 2 個の下部すみ金具で行う。片側面の上部すみ金具に 1 個当たり 150kN(15000kgf)の押し及び引張り力を横手方向に別個又は同時に加える。 端面がその鉛直中心線に関して対称の場合は左右いずれかの試験でよいが，非対称のときは左右それぞれについて行う。 <u>扉を有するコンテナにあつては，1 の扉を取り外した状態においても荷重を負荷する。</u> 計 測 端部わくの対角寸法を計測する。 

9 章 安全承認板

図 9.1 及び図 9.3 を次のように改める。

図 9.1 安全承認板 (TYPE-J)

CSC SAFETY APPROVAL			証印
J-NK / / /			
DATE MANUFACTURED			
IDENTIFICATION No.			
MAXIMUM GROSS WEIGHT	kg	lb	
ALLOWABLE STACKING WEIGHT			
FOR 1.8g	kg	lb	
RACKING TEST LOAD VALUE	kg	lb	
<u>ONE DOOR OFF:</u>			
<u>ALLOWABLE STACKING MASS</u>			
FOR 1.8g	kg	lb	
<u>RACKING TEST LOAD VALUE</u>	<u>kg</u>	<u>lb</u>	
FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE			

(備考)

(1.から 6.は省略)

7. 扉を有するコンテナ以外のコンテナに取り付けられる安全承認板については、「ONE DOOR OFF: ALLOWABLE STACKING MASS FOR 1.8g kg lb RACKING TEST LOAD VALUE kg lb」の標示を省略して差し支えない。

図 9.3 安全承認板 (TYPE-F)

CSC SAFETY APPROVAL		
[1] - NK/[2]		
DATE MANUFACTURED		
IDENTIFICATION No.		
MAXIMUM GROSS WEIGHT	kg	lb
ALLOWABLE STACKING WEIGHT		
FOR 1.8g	kg	lb
RACKING TEST LOAD VALUE	kg	lb
<u>ONE DOOR OFF:</u>		
<u>ALLOWABLE STACKING MASS</u>		
FOR 1.8g	kg	lb
<u>RACKING TEST LOAD VALUE</u>	<u>kg</u>	<u>lb</u>
FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE		

(備考)

(1.から 6.は省略)

7. 扉を有するコンテナ以外のコンテナに取り付けられる安全承認板については、「ONE DOOR OFF: ALLOWABLE STACKING MASS FOR 1.8g kg lb RACKING TEST LOAD VALUE kg lb」の標示を省略して差し支えない。

附 則

1. この規則は、2012 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に検査申込みがあった海上コンテナにあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。